

一定規模以上の事業用建築物の 再利用対象物保管場所設置基準

第1 趣旨

町田市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則（平成6年3月町田市規則第19号。以下「規則」という。）第12条第1項の規定に基づき、再利用対象物の保管場所（以下「保管場所」という。）の設置に関し必要な事項を定める。

第2 保管場所の面積算出基準

規則第12条第1項に定める再利用対象物の十分な収納を確保するための基準は、別表のとおりとする。

第3 保管場所の配置等

保管場所の配置、構造・附帯設備及び維持管理等は、次に掲げるとおりとする。

（1）配置等

ア 保管場所は、運搬車両が直接かつ安全に進入できる敷地内に設置し、作業の安全性及び効率性に十分配慮すること。また、敷地内への出入口は、接する道路の交通量、交通規制等を十分考慮し、設置すること。

イ 保管場所は、引火性、爆発性の物の保管場所等に近接していない場所に設置すること。

ウ 保管場所を屋外に設置する場合は、再利用対象物の飛散及び雨水の流入等を防止するため、屋根及び囲いを設けること。

エ 再利用対象物の分別、収集及び運搬車への積込み作業等に必要な作業場所を確保すること。ただし、保管場所を廃棄物保管場所と隣接して設置する場合は、廃棄物保管場所の作業場所と兼用することができる。

（2）構造・附帯設備等

ア 保管場所は、耐久性を考慮した構造とすること。

イ 保管場所を廃棄物保管場所と隣接して設置する場合は、廃棄物の混入及び廃棄物から生じる汚水等を防止するため、壁等により区分すること。

ウ 保管場所には、再利用対象物の種類及び使用上の注意事項を表示するとともに、棚、仕切板等により再利用対象物の種類が区分できるようにすること。

エ 保管場所の換気、採光に十分配慮し、必要な設備を備えること。

オ 保管場所の内部に運搬車が進入する構造の場合は、車両誘導ラインなどの線引きを行うとともに、車両停止設備（タイヤストッパー等）を設置するよう努めること。

（3）維持管理等

ア 一定規模以上の事業用建築物の所有者（以下「所有者」という。）は、常に、保管場所及びその周辺を清潔に保ち、適切な維持管理を行うこと。この場合において、所有者は、必要があるときは利用者に協力を求め指導を行うこと。

イ 所有者は、再利用対象物の分別・運搬作業に従事する作業員等の安全衛生に十分配慮し、安全衛生上の支障が生じたときは、速やかに適切な措置を講じること。

ウ 所有者は、一定規模以上の事業用建築物の利用形態の変更等により、保管場所が第2に規定する基準に適合しないこととなったときは、速やかに当該基準に適合させるための措置を講じること。

エ 所有者は、出入口付近の歩行者等の危険防止のため所要の設備が必要なときは、これを設置するとともに、適正に管理すること。

第4 設置届の提出

一定規模以上の事業用建築物を建設しようとする者（以下「建設者」という。）は、建築確認申請者提出前に、規則第2条第2項に定める再利用対象物保管場所設置届（以下「設置届」という。）を提出しなければならない。

第5 届出内容の変更

建設者は、設置届の提出後において、その内容に重大な変更を生じたときは、新たに設置届を提出しなければならない。

附 則

この基準は、平成6年4月1日から施行する。